

改正

平成6年6月6日要綱
平成12年3月1日要綱
平成13年6月1日要綱
平成15年5月1日要綱
平成18年5月1日要綱
平成19年5月1日要綱
平成22年4月1日要綱第23号
平成23年6月3日要綱第64号
平成24年4月1日要綱第56号
令和2年4月1日要綱第11号
令和3年2月24日要綱第7号
令和7年6月1日要綱第32号

坂出市建設工事指名停止等措置要領

(指名停止等)

第1条 市長は、坂出市契約規則（昭和40年坂出市規則第2号）第17条第2号（坂出市下水道事業会計規則（令和2年坂出市規則第20号）第94条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名停止」という。）とするものとする。

2 契約担当者（坂出市契約規則第2条第2号の契約担当者をいう。以下同じ。）は、前項または次条の規定により指名停止された有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人および共同企業体に関する指名停止)

第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該元請負人の指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、その下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該指名停止について明らかに責を負わないと認められる構成員を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項または前2項の規定により指名停止した有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第3条 有資格業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該各号に定める短期および長期の最も長いものをもってその事案に係る指名停止の期間のそれぞれ短期および長期とする。

2 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号または前項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

3 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、または極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号または第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該長期の2倍までの範囲内で定めることができる。ただし、その期間は、24月を超えることができない。

4 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件（以下この項において「措置要件」という。）に係る指名停止の期間中または満了後更に措置要件に該当することとなった場合において、その原因となる行為その他の事実が当該指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間（指名停止中を含む。）にあったときにおける指名停止の期間の長期は、当該各号もしくは第1項に規定する長期または前項の規定により定めた期間に、当該各号または第1項に規定する長期に更に措置要件に該当することとなった回数（一の措置要件に係る指名停止の開始の日前に他の措置要件に該当する原因となる行為その他の事実があった場合にあつては、それに係るものを除く。）を乗じて得た期間を限度として加算した期間とすることができる。ただし、その期間は、24月を超えることができない。

5 市長は、指名停止中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由があることまたは極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、別表各号および前各項に定める期間の範囲内で当該有資格業者に係る指名停止の期間を変更することができる。

- 6 指名停止中の有資格業者について、新たに指名停止を行うこととなったときは、当該指名停止に係る期間に既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加算する。

(坂出市工事請負等審査委員会の意見)

第4条 市長は、第1条第1項および第2条の規定により指名停止を行うときならびに前条第5項の規定により指名停止の期間を変更しようとするときは、あらかじめ坂出市工事請負等審査委員会の意見を聴くものとする。ただし、香川県公共工事契約業務連絡協議会より香川県が指名停止を行うこととした旨の連絡のあった有資格業者を、香川県と同一の事由により同一の期間指名停止を行うときおよび別表第13号に掲げる措置要件を事由として指名停止中の有資格業者が指名停止の期間の満了する日において同一事実により同号に掲げる措置要件に該当し、再び指名停止を行うときは、この限りでない。

- 2 市長は、別表第17号から第22号までに掲げる措置要件に係る特定の事実関係を確認するため必要があるときは、香川県知事が知得している香川県警察本部長の意見を香川県知事に確認することができるものとする。

(指名停止の解除)

第5条 市長は、指名停止中の有資格業者が、当該事案について別表に掲げる措置要件に該当しないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

第6条 市長は、第1条第1項もしくは第2条の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、または前条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止等の通知をする場合、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

- 3 契約担当者は、第1条第2項の規定により指名を取り消したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合において、前項の規定を準用する。

(指名停止措置の特例)

第7条 指名停止中の有資格業者から、合併、分割、事業の譲渡等により、業務を承継した有資格業者は、当該指名停止の期間中、指名停止の措置を受けたものとみなす。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担当者は、指名停止中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 契約担当者は、指名停止中の有資格業者を当該契約担当者の契約に係る工事の全部もしくは一部の下請負人とし、もしくは受託者とし、または当該工事の連帯保証人とすることを承諾してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、当該有資格業者の行った行為が、別表に掲げる措置要件に該当しない場合においても、市発注工事の適正な施行を確保する必要があるときは、当該職員に対し、その有資格業者に対して書面または口頭で、警告または注意の喚起を行うことを命ずることができる。

(苦情の申立て)

第11条 第1条第1項もしくは第2条の規定による指名停止、第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更または第10条の規定による警告もしくは注意の喚起の措置を受けた者は、当該措置について、市長に対し書面により苦情を申し立てることができる。

(建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等および物品の買入れ等の有資格業者への準用)

第12条 第1条から前条までの規定は、坂出市が発注する建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等および物品の買入れ等の有資格業者の指名停止等に準用する。

付 則

この要領は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則 (平成6年6月6日要綱)

この要領は、平成6年6月6日から施行する。

付 則 (平成12年3月1日要綱)

この要領は、平成12年3月1日から施行する。

付 則 (平成13年6月1日要綱)

1 この要領は、平成13年6月1日から施行する。

2 改正後の坂出市建設工事指名停止等措置要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われた行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

付 則 (平成15年5月1日要綱)

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

付 則 (平成18年5月1日要綱)

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

付 則 (平成19年5月1日要綱)

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日要綱第23号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月3日要綱第64号）

この要綱は、平成23年6月3日から施行する。

付 則（平成24年4月1日要綱第56号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第56号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和7年6月1日要綱第56号）

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第1条・第3条―第5条・第9条関係）

措置要件	期間
（虚偽記載） （1） 市または市長の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札および指名競争入札において競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
（粗雑工事） （2） 市または市長と締結した請負契約に係る工事（以下「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
（3） 県内における工事で市発注工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり故意に工事を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 3月以上12月以内
（4） 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）が重大と認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内

(契約違反) (5) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(公衆損害事故) (6) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に、死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(7) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に、死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(工事関係者事故) (8) 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(9) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内
(贈賄) (10) 次のイ、ロまたはハに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと き。 イ 有資格業者である個人または有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。以下同じ。）またはその支店もしくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	逮捕又は公訴の提起を知った日から 9月以上15月以内 6月以上12月以内

ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	4 月以上 9 月以内
(11) 次のイ、ロまたはハに掲げる者が県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕または公訴の提起を知った日から 6 月以上12月以内 4 月以上 9 月以内 3 月以上 6 月以内
(12) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕または公訴の提起を知った日から 4 月以上 9 月以内 3 月以上 6 月以内 2 月以上 5 月以内
(独占禁止法違反行為) (13) 次のイまたはロの区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条または第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 イ 県内 ロ 県外	当該認定をした日から 12月以上24月以内 6 月以上12月以内
(14) 市発注工事に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12月以上24月以内
(談合または競売入札妨害) (15) 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が次のイまたはロの区域内における談合または競売入札妨害の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号	逮捕または公訴を知った日から

に掲げる場合を除く。))。	
イ 県内	12月以上24月以内
ロ 県外	6月以上12月以内
(16) 市発注工事に關し、有資格業者である個人、有資格業者の役員 またはその使用人が談合または競売入札妨害の容疑により逮捕され、 または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日から9月以上18月以内
(暴力団関係者) (17) 代表役員等、一般役員等または有資格業者の経営に事実上参加 している者(以下「代表一般役員等」という。)が暴力団関係者 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい う。)または暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力 を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うものも しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持およ び運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。)であ ると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内
(18) 代表一般役員等が、業務に關し、自社、自己もしくは第三者の 不正な財産上の利益を図るためまたは第三者に債務の履行を強要 し、もしくは損害を与えるため、暴力団または暴力団関係者を利用 したと認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
(19) 代表一般役員等が、暴力団または暴力団関係者に対して、名目 のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、また は便宜を供与したと認められるとき。	当該認定をした日から 3月以上6月以内
(20) 代表一般役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難 されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(21) 契約の相手方が第17号から前号までに掲げる措置要件のいずれ かに該当する者であることを知りながら、当該暴力団または暴力団 関係者と下請契約または資材等の購入契約締結する等これを利用し	当該認定をした日から 1月以上6月以内

たと認められるとき。	
(22) 第17号から第20号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約または資材等の購入契約を締結する等これを利用して いた場合（前号に該当する場合を除く。）において、市が当該下請契約または資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(建設業法違反行為) (23) 次のイまたはロの区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 イ 県内 ロ 県外	当該認定をした日から 2月以上9月以内 1月以上9月以内
(24) 市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
(業務に関する法令違反) (25) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴の提起 を知った日から3月以上 9月以内
(不正または不誠実な行為) (26) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
(27) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たたる犯罪の容疑により公訴を提起され、または拘禁刑以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内